

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 請願・陳情の審査

- (1) 請願第 1 号 成人ぜん息患者医療費助成条例、小児ぜん息患者医療費支給条例の廃止に反対し、維持・拡充を求める事に関する請願 (第 1 項及び第 3 項)
- (2) 陳情第 1 5 号 「川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例」及び「川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例」の廃止に反対することに関する陳情 (第 1 項)

資料 1 成人ぜん息患者医療費助成制度の見直しについて

資料 2 川崎市アレルギー疾患対策推進方針 ～総合的なアレルギー疾患対策に向けて～【概要版】

資料 3 請願及び陳情に対する本市の考え方について

令和 5 年 6 月 2 3 日

健康福祉局

1 アレルギー疾患・成人ぜん息の現状について

(1) 疾病の概要

成人ぜん息の原因について、アレルギーが原因の場合が6割で、それ以外の要因によるものが4割となっている。主なアレルギーの原因としては、ダニ、カビ、昆虫、ペット、花粉となっている。それ以外の要因としては、喫煙、感染症、肥満、気象の変化、大気汚染、ストレスなどがある。(出典：環境再生保全機構「成人ぜん息ハンドブック」)

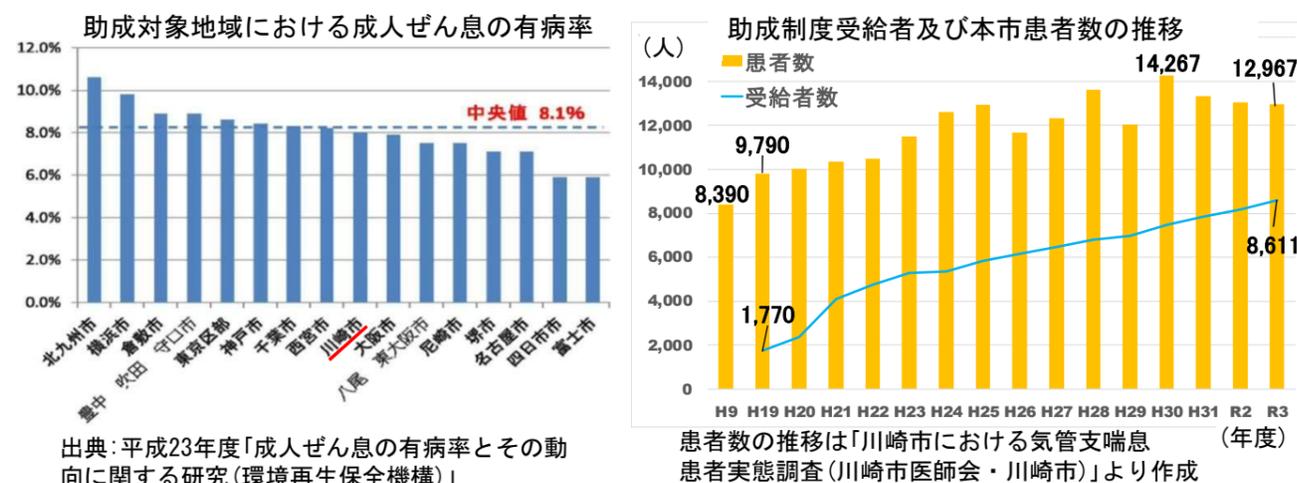
(2) 成人ぜん息患者の状況

ア 成人ぜん息の有病率

公害健康被害予防事業助成金の助成対象地域の有病率の中央値は8.1%で、川崎市は8.0%

イ 成人ぜん息患者医療費助成制度受給者及び本市患者数の推移

成人ぜん息医療費助成制度の受給者は増加傾向にあるが、本市における患者数は近年ほぼ横ばい



2 成人ぜん息患者医療費助成制度の概要

(1) 根拠：「川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例」「川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例施行規則」

(2) 制度目的

アレルギー対策として、気管支ぜん息の治療に係る医療費の一部を助成することにより、ぜん息患者の健康の回復、福祉の増進を図ることを目的とする。

(3) 沿革

国において、平成17年、「アレルギー疾患対策の方向性等」が策定され、その一環として、喘息死を減少させることを目的に、平成18年、「喘息死ゼロ作戦」が実施された。

こうした中、平成19年1月、本市独自のアレルギー対策として、「成人ぜん息患者医療費助成条例」を施行し、全市対象に、満20歳以上の気管支ぜん息患者に対する医療費の一部助成を開始した。

(4) 対象者

次の全てに該当する方

- ①負担割合1割を超える健康保険等に加入の満20歳以上
- ②気管支ぜん息に罹患
- ③市内に引き続き一年以上居住
- ④喫煙しないこと

※対象外

- ①生活保護を受けている方
- ②公害健康被害被認定患者
- ③医療費が1割負担の方や自己負担のない方

(5) 助成内容

気管支ぜん息に係る医療費の自己負担1割を超える自己負担分を助成

(6) 受給者

9,161名(令和5年3月末現在)

(7) 他都市の状況

アレルギー疾患対策を目的とした医療費助成制度について、全国的に事例はない。

令和4年度助成制度受給者(管区別)

	R4年4月(人)	R5年3月(人)	増減(人)
総数	8,661	9,161	500
川崎区	943	966	23
川崎	363	372	9
大師	311	316	5
田島	269	278	9
幸区	790	829	39
中原区	1,059	1,195	136
高津区	1,004	1,047	43
宮前区	1,626	1,718	92
多摩区	1,227	1,431	204
麻生区	2,012	1,975	-37

3 制度を取り巻く状況の変化・現状の課題

(1) アレルギー疾患対策の変化と現状の課題

ア 背景

平成23年	国	総合的・体系的に実施するため「アレルギー疾患対策の方向性等」見直し 【背景】アレルギー疾患は、国民の約5割が罹患する国民病であり、喘息死については減少しているものの、花粉症などのアレルギー疾患は増加
平成27年	国	総合的なアレルギー疾患対策を推進するため、「アレルギー疾患対策基本法」施行 対象疾患：①気管支ぜん息 ②アトピー性皮膚炎 ③食物アレルギー ④アレルギー性鼻炎 ⑤アレルギー性結膜炎 ⑥花粉症 主な基本施策：①重症化の予防及び症状の軽減 ②医療の均てん化の促進等 ③生活の質の維持向上 ④研究の促進等
平成28年4月～	市	「成人ぜん息患者医療費助成制度」について、受給者数及び助成額の増加や、他のアレルギー疾患との公平性等が課題となり、行財政改革プログラムに位置付けて検討
平成29年	国	基本法に基づき、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」策定
平成30年	県	国の指針に基づき「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」策定
令和4年3月	国	「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」改正 ※従前の重症化の予防等に加え、最新の科学的知見の蓄積により、発症の予防等を追加
令和4年4月～	市	「成人ぜん息患者医療費助成制度」について、「行財政改革第3期プログラム」において、他のアレルギー疾患との公平性や、他の医療費助成制度との整合に着目しながら、成人ぜん息患者医療費助成制度のあり方を検討し、その結果を踏まえた取組を推進するとともに、国の基本法や県の計画等との整合を図りながら、より安定的かつ持続可能な総合的アレルギー疾患対策への転換に向け取組を進めることとした。 検討に当たっては、外部有識者会議の設置等の検討も行うこととした。

イ 気管支ぜん息が死因の死亡者数の推移

本市における気管支ぜん息が死因の死亡者数は、全国と同様に減少

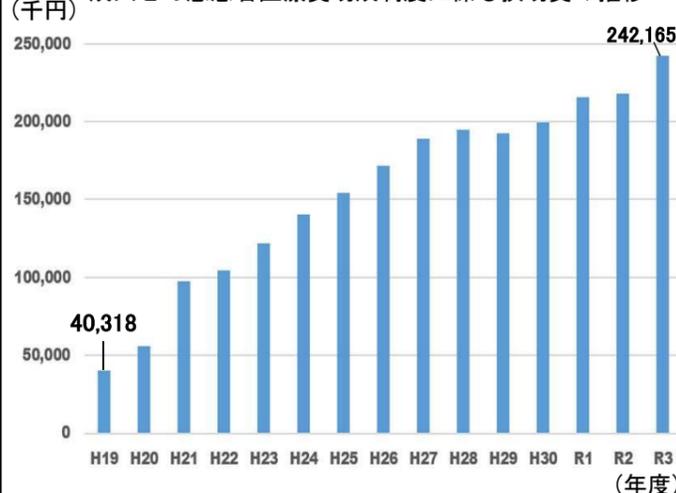
(出典：全国「人口動態統計」、川崎市「保健統計」)

	H9年(人)	H19年(人)	R2年(人)
全国	5,611	2,540	1,158
川崎市	54	21	8
内訳			
65歳以上	44	12	7
20歳～64歳	9	9	1
0歳～19歳	1	0	0

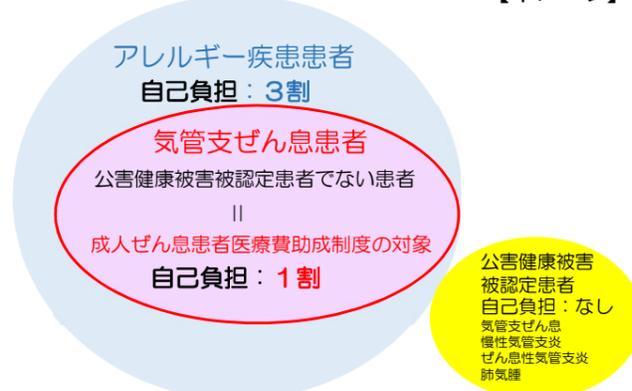
ウ 他のアレルギー疾患との公平性等

成人ぜん息患者医療費助成制度の助成額等が増加する中、他のアレルギー疾患との公平性の確保が求められている。

成人ぜん息患者医療費助成制度に係る扶助費の推移



アレルギー疾患患者等の医療費負担に係る自己負担割合【イメージ】



※既存の公害健康被害被認定患者への補償は法により今後も継続(令和5年4月末現在：1,117人)

3 制度を取り巻く状況の変化・現状の課題

- (2)川崎市地域医療審議会答申「アレルギー疾患対策の方向性について」(令和4年11月)
- ア 令和4年3月、国の基本的な指針の改正を機に、改めて本市におけるアレルギー疾患対策の現状を点検し、基本法や指針等に基づき、総合的に進めていく必要があることから、同年5月、地域医療審議会に諮問し、保健部会での4回にわたる審議を経て、同年11月、市長に答申された。
- イ 気管支ぜん息に係る医療費助成制度に関する主な答申内容
- (ア) 妥当性や他の疾患患者支援との公平性の観点から見直しをする必要があるのではないか。この際、医療費助成制度は取り止め、気管支ぜん息を含む幅広いアレルギー対策を推進する必要がある。
- (イ) 取り止めるに当たっては、既存の受給者に対して配慮することが望ましい。
- (ウ) 高価で非常に効く生物学的製剤もあるが、大半の患者は近年の治療や薬剤の進歩(合剤など)により症状をコントロールできる。助成は一方で必ずしも必要のない生物学的製剤など高価な薬剤の使用や、薬剤だけに頼る患者のアドヒアランス※不足を助長する懸念はないか。医療の質、患者教育の視点からの取組を重視すべきではないか。
- ※アドヒアランス：患者自身が治療方法を理解・納得し、積極的に治療に参加すること。
- (エ) 他の疾患と同様に高額療養費制度でカバーすることでよいのではないか。
- (オ) アレルギー疾患対策は食物アレルギーやアトピー性皮膚炎、鼻炎、結膜炎、社会的な支援など幅広い。予算はそうしたアレルギー疾患対策全般の充実に向けてのべきではないか。
- (カ) (独)環境再生保全機構「成人喘息の有症率とその動向に関する研究」(平成23年度・平成24年度)などの調査結果で示されているように、気管支ぜん息の有病率等を調べても川崎市が全国に比べて決して高いわけではない。気管支ぜん息に特化して助成すべきエビデンスはない。

- (3)「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」の策定
- ア 基本法及び基本指針に基づき、県計画とも整合性を図りながら、上記地域医療審議会答申を踏まえ、本市における総合的なアレルギー疾患対策の方向性等について具体的に示すものとして、「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」を取りまとめた。
- イ 成人ぜん息患者医療費助成制度に係る今後の方向性

総合的なアレルギー疾患対策を進める上での視点		方向性分類	本市施策の方向性
共通	個別		
<ul style="list-style-type: none"> ■公平性を保ちながら、幅広いアレルギー疾患対策をより安定的かつ持続可能なものとしながら推進していくことが必要。 ■市民がその居住する地域や年代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて最新の科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、地域の実情に応じたアレルギー疾患医療の提供体制(診療連携体制など)の整備、市民への医療機関に関する情報提供の充実等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ■既存の受給者への対応を考慮しながら、他の疾患患者支援との公平性の観点から見直すとともに、気管支ぜん息を含む幅広いアレルギー疾患対策の推進が必要。 ■患者自身が治療方法を理解・納得し、積極的に治療に参加すること(アドヒアランス)等も含めた患者教育並びに医療の質の向上の視点からの取組が必要。 	見直し	方向性Ⅰ：正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防等のための取組 方向性Ⅱ：患者の状況に応じた適切な医療提供体制の整備

アレルギー疾患対策を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、他のアレルギー疾患対策との公平性を保ちながら、幅広いアレルギー疾患対策を進めていく必要がある。

4 今後の取組の方向性について

- 「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえ、他のアレルギー疾患との公平性を保ちながら、幅広いアレルギー疾患対策をより安定的かつ持続可能なものとなるよう、今後施策を進めていくこととし、正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防等のための取組の充実や患者の状況に応じた適切な医療提供体制の整備を進めるとともに、**本制度については令和6年3月末日をもって新規受付を停止し、廃止とする。**
- ただし、**既存受給者への経過措置として一定の経過措置を講ずることとする。**
- 制度見直しによる既存受給者への配慮として、**発症・重症化予防等に向けた支援の充実を図る。**

- (1)経過措置
制度廃止による既存の受給者に対する配慮のため、次により経過措置を講じる。
- ア 制度廃止時点での既存受給者への措置
令和6年3月末までに既に川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例に基づき医療証の交付を受けている者への医療費の助成については、**令和8年3月末までの2年間、現行制度(自己負担1割)を継続する。**
- イ 制度廃止時点での「小児ぜん息患者医療費支給事業」の既存受給者への措置
令和6年3月末までに既に川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例に基づく医療証の交付を受けている者で、**経過措置の終了する日(令和8年3月末)までに満20歳となる者については、満20歳に達した時点から経過措置が終了するまでの間、「成人ぜん息医療費助成事業」の対象者として自己負担を1割とすることができるものとする。**
- (2)制度廃止後の対応
呼吸器健康相談などの相談支援の充実等を通じた、正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防等のための取組の充実や、正しい診断に基づく、疾患の程度に応じた適切な治療と管理が行われ、重症の患者が円滑に専門的な医療が受けられるよう、診療連携体制の整備などを進めることにより、発症・重症化予防等に向けて支援を充実させていきます。



5 今後のスケジュール

	令和4年度			令和5年度				令和6年度				令和7年度	
	1月	2月	3月	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
議会		●健康福祉委員会		●健康福祉委員会	パブコメ結果報告 条例廃止議案審査								
市民周知		←パブコメ→						制度廃止の周知 市政だより、市HP チラシ等により広報					
その他													経過措置期間

第1章 本方針の趣旨

1 方針策定の趣旨

- (1) アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的とし、平成27年12月25日に、「アレルギー疾患対策基本法」が施行されました。平成29年に策定された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が令和4年3月に改正され、拠点病院等を中心とした診療連携体制の整備や、発症予防も勘案した取組、出生前からの情報提供などが盛り込まれ、地域の实情に応じたアレルギー疾患対策の推進に向け、国との連携を図りつつ、地方公共団体が自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施することが明記されました。
- (2) この基本指針の改正を機に、改めて本市におけるアレルギー疾患対策について、取組の現状を点検し、基本法等に基づき、あるべき方向性に向かって総合的に進めていく必要があることから、令和4年5月、川崎市地域医療審議会へ「アレルギー疾患対策の方向性」について諮問し、同審議会保健部会での審議を経て、11月に答申を受けたところです。
- (3) この答申を踏まえ、本市における今後の総合的なアレルギー疾患対策の方針を策定することとしました。

2 方針の位置付け

- (1) 本方針は、基本法及び基本指針に基づき、「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」とも整合性を図りながら、答申を踏まえて策定しています。
- (2) 本方針は、「かわさき保健医療プラン」に基づき、本市における総合的なアレルギー疾患対策の方向性等について具体的に示すものであり、関連計画等に基づく各施策については、本方針を踏まえた上で、各計画等のもとで推進していきます。
- (3) 本方針は、各施策の実施状況を定期的に点検・評価しながら、必要に応じた検討、見直し等を行います。その上で、保健医療プランの計画期間とも整合性を図りながら、令和11年度に予定している新たな同プラン策定時を目途に、同プランをはじめとする各計画等へ本方針を統合します。その後については、同プランに基づき、各計画等のもとで施策を推進していきます。

3 方針が対象とするアレルギー疾患

本方針が対象とするアレルギー疾患は、基本法第2条を踏まえ、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーとします。

第2章 アレルギー疾患をめぐる背景及び現状

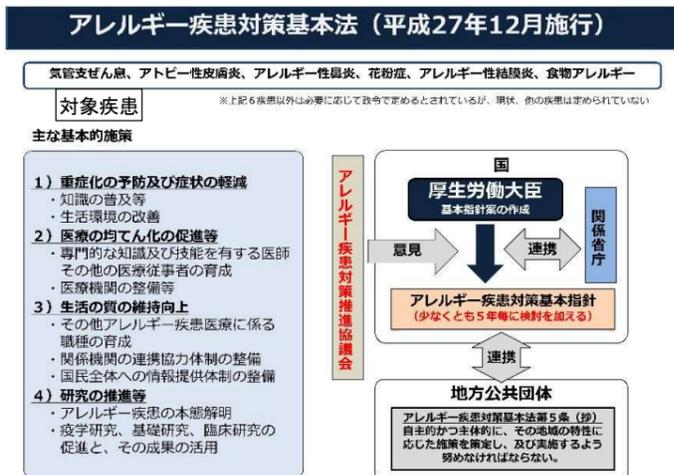
1 国の動向等

(1) アレルギー疾患対策の総合的な推進 (基本法・基本指針)

基本法に基づき、基本指針が策定され、総合的なアレルギー疾患対策が推進されています。

(2) アレルギー疾患の特徴 (基本指針から)

ア 現在は乳幼児から高齢者まで国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患を有しているといわれています。



出典 厚生労働省 アレルギー疾患対策推進協議会 配布資料一部加筆

イ 医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールが概ね可能となってきましたが、全てのアレルギー疾患患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管理ガイドラインに則った医療の更なる普及も望まれています。

2 神奈川県における取組

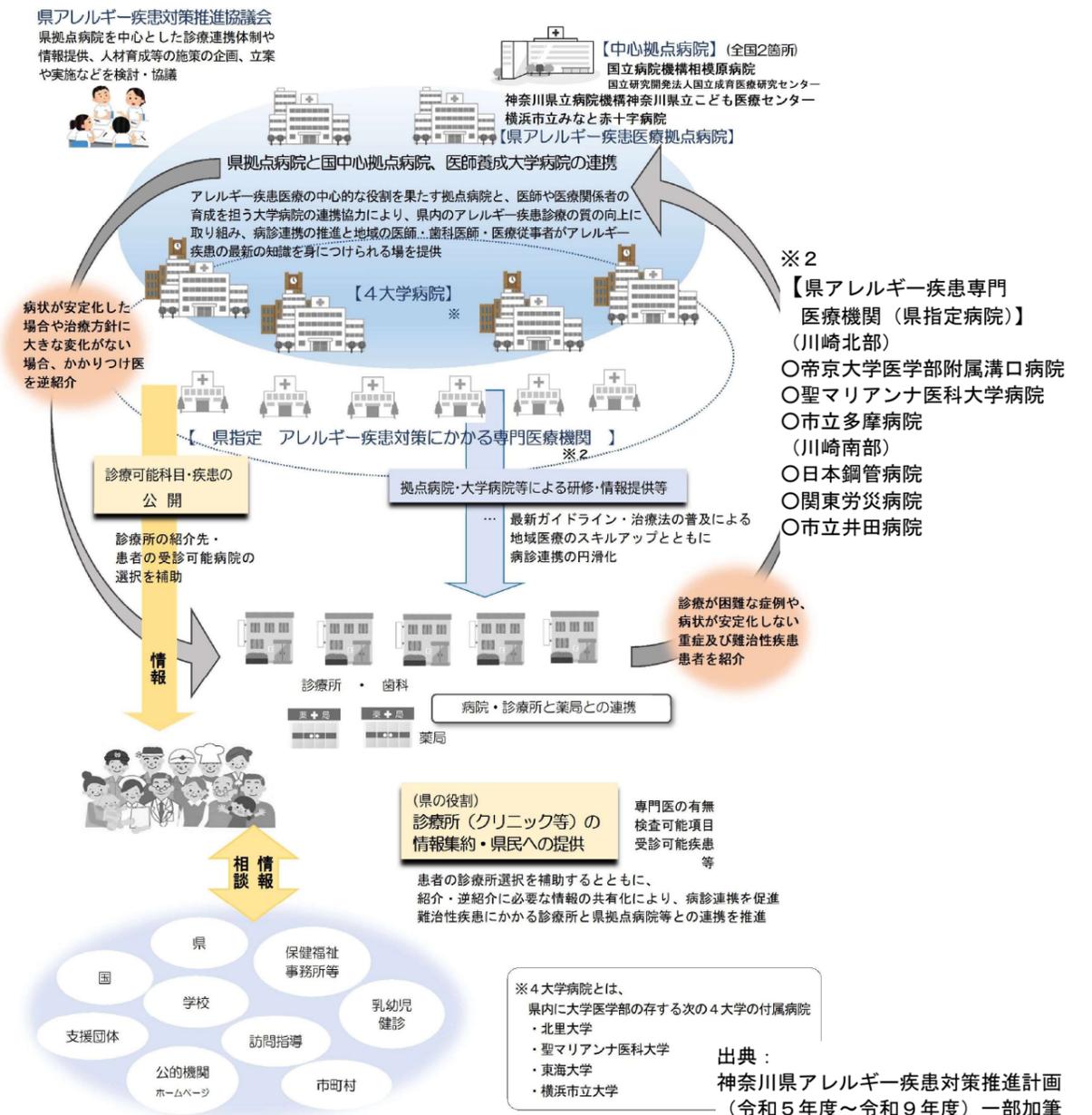
(1) 「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」

神奈川県では、基本法に基づき、平成30年、「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」が策定され、取組が推進されています。（令和5年度から令和9年度を計画期間とする新たな計画に改定（令和5年3月）。）

(2) 医療提供体制

県計画に基づく取組として、アレルギー疾患医療の提供体制について、市内の「アレルギー疾患専門医療機関」として、現在6つの病院が指定されています。県内のアレルギー疾患医療の中心的な役割を果たし、アレルギー疾患対策に主体的に取り組む「県アレルギー疾患医療拠点病院」や地域の診療所等との間で、患者の紹介など、相互に連携を図ることとされています。

県計画に基づくアレルギー疾患医療における連携のイメージ



3 本市のアレルギー疾患対策の現状(3頁「本市のアレルギー疾患対策の現状と今後の方向性」後述)

本市におけるアレルギー疾患対策については、各事業計画に事業を位置付け推進しており、「対象の年代」と「取組内容(相談等、講演・研修、対応・その他)」に応じて、取組を実施しています。

第3章 総合的なアレルギー疾患対策を進める上での視点 (3頁「本市のアレルギー疾患対策の現状と今後の方向性」後述)

本市において総合的なアレルギー疾患対策を進めるため、基本法、基本指針及び答申等を踏まえ、次の主な視点をもって本市取組を進める必要があります。

1 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防等のための取組

(1) 発症・重症化予防や症状軽減に向けた支援 (2) 生活環境の改善等

2 患者の状況に応じた医療提供体制の整備

3 生活の質の維持向上のための環境づくり

4 支援に携わる人材の育成

5 地域の実情に応じた自主的・主体的な取組

6 その他個別の視点

(1) 相談等 (2) 講演・研修 (3) 対応・その他

第4章 本市施策の方向性

1 基本的な方向性

本市では、基本法及び基本指針、第3章で整理した総合的なアレルギー疾患対策を進める上での視点を踏まえ、公平性を保ちながら、幅広いアレルギー疾患対策をより安定的かつ持続可能なものとなるよう、次の方向性のもと、本市のアレルギー疾患対策を体系化し、推進するとともに、各取組の最適化を図っていきます。

方向性Ⅰ 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防等のための取組【啓発・相談等】

市民自身がアレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、正しい理解を深めるよう努めることが重要であることから、市民がアレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減に繋がられるよう、適切な情報を入手しやすい環境の整備や最新の知見を踏まえた情報提供を実施するとともに、患者の悩み等に適切に対応できるよう、相談支援の充実を図ります。

また、アレルゲンや増悪因子による影響を低減するため、発症・重症化に影響する生活環境の改善に向けた取組を進めます。

方向性Ⅱ 患者の状況に応じた適切な医療提供体制の整備【医療提供体制整備】

アレルギー疾患医療の均てん化の促進等に向けて、市民がその居住する地域や年代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて最新の科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、市内のアレルギー疾患医療全体の質の向上やアレルギー疾患医療の提供体制(診療連携体制など)の整備を目指すとともに、市民への医療機関に関する情報提供の充実を図ります。

方向性Ⅲ 患者の生活の質の維持・向上を支援する環境づくりの推進【環境づくり】

患者の状態や置かれている環境に応じて、平時・有時を問わず、生活の質の維持向上のための支援を受けることができるよう、特に、疾患管理に必要な行為を自ら十分に行えないことも想定される乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者等が居住・活動する保育所や学校、施設等において、適切な配慮や緊急時の対応ができるよう、環境を整えます。

方向性Ⅳ 患者に寄り添い、支援するための人材育成【人材育成】

患者の生活の質の維持・向上のため、患者への対応が求められることが多い、薬剤師、看護師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士等、また支援に携わることが求められる教職員、保育士、介護職員等がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見が得られるよう、薬剤師会、看護協会、栄養士会などの関係団体との連携を図りながら、講習の機会を確保するなどの取組を進めます。

2 本市が目指す具体的な方向性

本市では、関係機関との連携強化を図りながら、総合的なアレルギー疾患対策を展開していきます。

また、本方針を踏まえた上で、各計画等のもとで推進していく各施策の円滑な推進を図るため、施策検討の基礎となる調査、関係機関等との連携協力体制の構築などの取組を進めていきます。

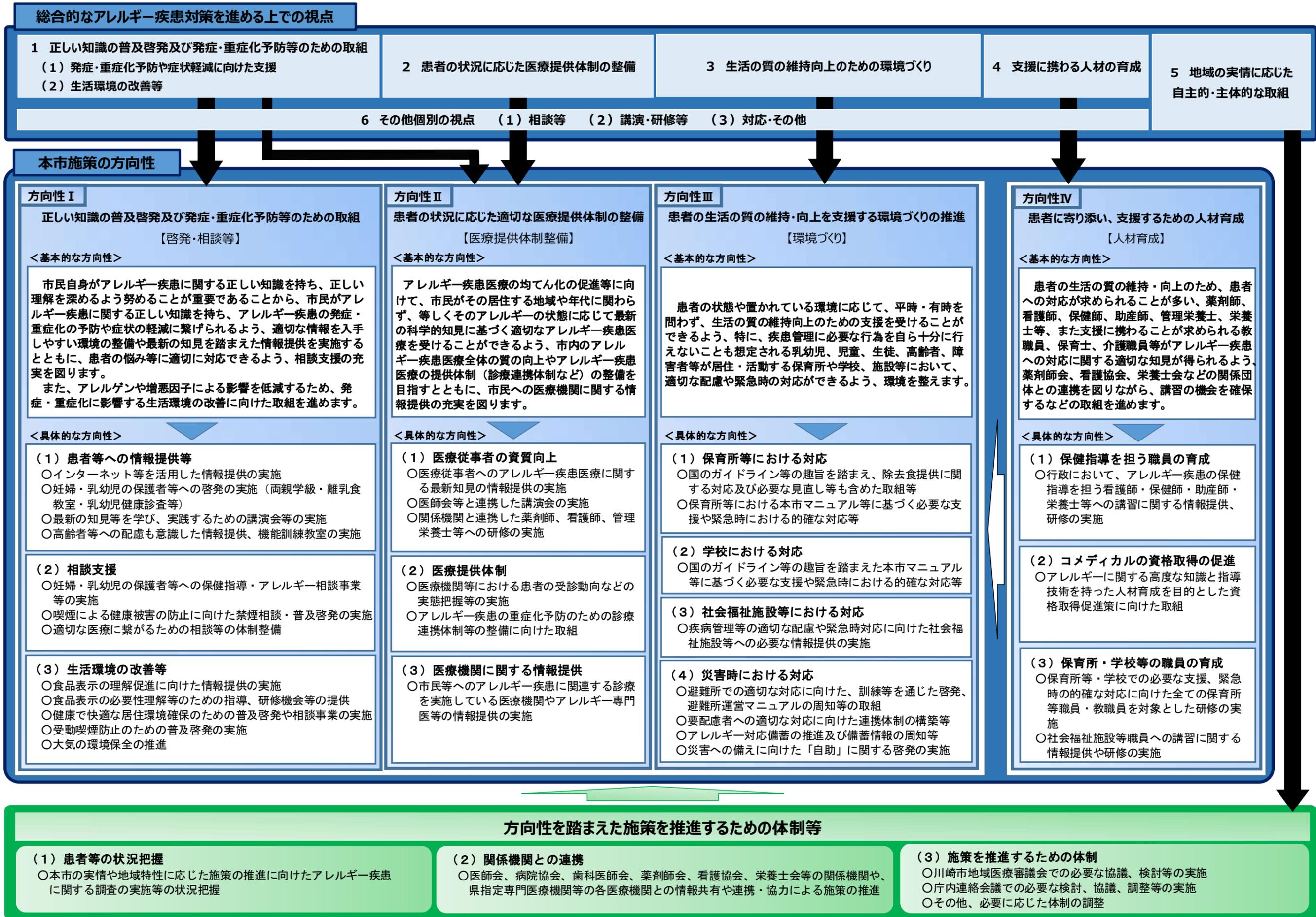
【本市施策の方向性 体系図】



「本市のアレルギー疾患対策の現状」「総合的なアレルギー疾患対策を進める上での視点」、「今後の本市施策の方向性」を整理すると次頁「本市のアレルギー疾患対策の現状と今後の方向性」のとおりとなります。

本市のアレルギー疾患対策の現状と今後の方向性

本市のアレルギー疾患対策の現状			総合的なアレルギー疾患対策を進める上での視点		方向性分類	本市施策の方向性	
取組分類	具体的事業・取組	現状の取組	共通	個別			
相談等	未就学児	●育児相談・訪問 ●乳幼児健康診査等 ●アレルギー相談 ●離乳食教室	●育児相談や訪問、乳幼児健診等の機会を捉えて、発症リスクの高いお子さんを把握し、アレルギー相談に繋げる。 ●離乳食教室にて、食物アレルギーの正しい知識を啓発。	■アレルギー疾患の発症や重症化の予防、症状軽減に向けては、できるだけ早期の段階から必要な取組を進めていくことが必要。(※1) ■市民自身がアレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、正しい理解を深めるよう努めることが重要と言われており、アレルギー疾患は適切に管理することで生活の質の向上にも繋がるとされている。そうした点から市民がアレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減に繋がられるよう、適切な情報を入手しやすい環境の整備や最新の知見を踏まえた情報提供が必要。(※2) ■患者の悩み等に適切に対応できるよう、相談支援の充実が必要。(※3)	■アレルギー疾患の発症予防を図るためには、乳幼児期の湿疹への対応等が重要であり、妊娠期等の早い段階から適切な情報を得られるような取組が必要。 ■離乳食教室にて、食物アレルギーの正しい知識の普及啓発が必要。	充実 維持継続	方向性Ⅰ 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防等のための取組【啓発・相談等】 (1) 患者等への情報提供等 (2) 相談支援
	20歳以上	●禁煙相談・普及啓発 ●呼吸器健康相談	●個別禁煙相談等や母子健康手帳交付時等の機会を捉えて、喫煙健康被害の普及啓発を実施。 ●20歳以上の方を対象に、呼吸器健康相談を実施。		■喫煙による健康被害の防止に向けた禁煙相談や普及啓発が必要。 ■治療において困っている方が適切な医療に繋がることができるよう、患者を支援するために必要となる相談等の体制が必要。	維持継続 充実	方向性Ⅰ 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防等のための取組【啓発・相談等】 (1) 患者等への情報提供等 (2) 相談支援
講演・研修	講演	●アレルギー予防講演会 ●ぜん息児健康回復教室 ●呼吸器疾患予防講演会 ●気管支ぜん息知識普及講演会(一般対象)	●アレルギー疾患の発症や重症化の予防等を目的として、アレルギー疾患を有する者やその保護者等を対象に講演会等を実施。		■アレルギー疾患の発症予防を図るためには、乳幼児期の湿疹への対応等が重要であり、妊娠期等の早い段階から適切な情報を得られるような取組が必要。 ■アレルギー疾患に関する最新の知見や自己管理方法、標準的な治療方法などを学び、実践できるよう、最新の情報に精通した臨床力のある専門医等による講演会等の開催が必要。	充実	方向性Ⅰ 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防等のための取組【啓発・相談等】 (1) 患者等への情報提供等
	研修	●保育士キャリアアップ研修(食育・アレルギー) ●食物アレルギー研修会 ●気管支ぜん息知識普及講演会(専門職対象)	●本市の保健指導を担う看護師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士や支援に携わることが求められる教職員、保育士等の専門職の人材育成を目的とした研修を実施。 ●市内の医師、薬剤師、その他医療従事者の資質向上を目的とした講演会を実施。	【共通】 ■患者の生活の質の維持・向上のため、保健指導等を通じ、患者への対応が求められることが多い、薬剤師、看護師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士等、また支援に携わることが求められる教職員、保育士、介護職員等がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見が得られるよう、講習の機会を確保するなどの取組が必要。		充実	方向性Ⅳ 患者に寄り添い、支援するための人材育成【人材育成】 (1) 保健指導を担う職員の育成 (2) コメディカルの資格取得の促進 (3) 保育所・学校等の職員の育成
対応(支援)	機能訓練	●ぜん息児運動教室 ●ぜん息児キャンプ ●呼吸機能訓練教室	●小学生等を対象に、呼吸訓練及び体力強化、療養上有効な保健指導等の運動教室を実施。 ●小学3～6年生等を対象に、空気がより清浄な環境で、保健指導、スポーツ等のキャンプ事業を実施。 ●公害健康被害被認定者等を対象に、医療や機能訓練等の専門家による呼吸指導等の訓練教室を実施。	■上記※1、※2、※3と同一	■長時間に及ぶ集合型の取組が困難となっており、参加者数の減少や費用対効果の面からも見直しが必要。 ■小児においては、健康回復に向け、アレルギー疾患の早期発見及び適切な治療に繋がる取組が必要。	一部見直し	方向性Ⅰ 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防等のための取組【啓発・相談等】 (1) 患者等への情報提供等 (2) 相談支援
	医療費助成	●小児ぜん息患者医療費支給事業 ●成人ぜん息患者医療費助成事業	●条件を満たす20歳未満の気管支ぜん息患者に係る医療費に関して本人等が負担すべき額を全額助成する。 ●条件を満たす20歳以上の気管支ぜん息患者に係る医療費に関して本人等が負担すべき額のうち、1割を本人等が負担し、残分を助成する。	■公平性を保ちながら、幅広いアレルギー疾患対策をより安定的かつ持続可能なものとしながら推進していくことが必要。 ■市民がその居住する地域や年代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて最新の科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、地域の実情に応じたアレルギー疾患医療の提供体制(診療連携体制など)の整備、市民への医療機関に関する情報提供の充実等が必要。	■既存の受給者への対応を考慮しながら、他の疾患患者支援との公平性の観点から見直すとともに、気管支ぜん息を含む幅広いアレルギー疾患対策の推進が必要。 ■患者自身が治療方法を理解・納得し、積極的に治療に参加すること(アドヒアランス)等も含めた患者教育並びに医療の質の向上の視点からの取組が必要。	見直し	方向性Ⅰ 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防等のための取組【啓発・相談等】 (1) 患者等への情報提供等 (2) 相談支援 (3) 生活環境の改善等 方向性Ⅱ 患者の状況に応じた適切な医療提供体制の整備【医療提供体制整備】 (1) 医療従事者の資質向上 (2) 医療提供体制 (3) 医療機関に関する情報提供
	生活環境の改善	●食品安全推進事業 ●健康リビング推進事業 ●受動喫煙防止対策 ●大気環境保全	●食品表示法、食品衛生法に基づき、事業者への適正表示指導を実施。 ●健康で快適な居住環境の確保を目的に、健康リビング相談窓口を設置。 ●改正健康増進法に基づき、受動喫煙の防止を図るための取組を実施。 ●川崎市大気・水環境計画に基づき、大気環境全体の負荷低減に向けた取組を実施。	【共通】 ■アレルギー疾患は、食物、ダニ・ハウスダスト等のアレルゲンや、たばこの煙、大気汚染の原因物質等、生活環境に関わる多様で複合的な要因が発症及び重症化に関わっている。 ■アレルギー疾患の発症及び重症化に影響する生活環境を改善するための取組が必要。		維持継続	方向性Ⅰ 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防等のための取組【啓発・相談等】 (3) 生活環境の改善等
対応(医療)	医療提供体制	●アレルギー疾患専門医療機関の指定 ●アレルギー疾患対策推進協議会への参画	●地域のかかりつけ医と連携し、支援を行うアレルギー疾患治療の中核となるアレルギー疾患専門医療機関(県指定病院)として6つの病院を県が指定。 ●「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」に基づき、地域におけるアレルギー疾患の実態把握、診療連携体制等の検討、協議を目的とした協議会を県が設置し、本市も構成員として参画。	【共通】 ■アレルギー疾患医療の均てん化の促進等に向けて、市民がその居住する地域や年代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて最新の科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上や地域の実情に応じたアレルギー疾患医療の提供体制(診療連携体制など)の整備、市民への医療機関に関する情報提供の充実が必要。		新規	方向性Ⅱ 患者の状況に応じた適切な医療提供体制の整備【医療提供体制整備】 (1) 医療従事者の資質向上 (2) 医療提供体制 (3) 医療機関に関する情報提供
対応(環境づくり)	生活の場での支援	●保育所等食物アレルギー等対応 ●学校におけるアレルギー対応	●食物アレルギーを有する子どもに対して、主治医の診断及び指示並びに園医の助言に基づき、川崎市保育所入所児童等健康管理委員会での審議の下、食物除去を行いながら、適切な栄養素の確保を行い、その子どもの最善の利益を考慮することを基本原則として運用。 ●学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱に基づき具体的な対応などを示したマニュアルにより対応。	■特に、疾患管理に必要な行為を自ら十分に行えないことも想定される乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者等が居住・活動する保育所や学校、施設等において、適切な配慮や緊急時の対応ができるよう、必要な取組を実施することが重要であり、そのためには患者の状態や置かれている環境に応じて、平時・有事を問わず、生活の質の維持向上のための支援を受けることができるよう、環境づくりが必要。	■食物アレルギーの対応について、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚生労働省)」等の趣旨を踏まえ、現状を踏まえた見直し等を含めた検討が必要。 ■「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(公益財団法人日本学校保健会)」等に沿った適切な対応等の継続的な取組が必要。	改善継続 維持継続	方向性Ⅲ 患者の生活の質の維持・向上を支援する環境づくりの推進【環境づくり】 (1) 保育所等における対応 (2) 学校における対応
	災害時の備え	●避難所運営 ●備蓄	●「避難所運営マニュアル(地震災害対策編)」にて、避難所でのアレルギー疾患を有する者の把握や、避難所で提供する食材の原材料表示、使用した食材が分かる献立表の掲示を行うことを明記。 ●避難所で備蓄する公的備蓄品目のうち、アレルギー特定原材料等を含まないアルファ化米(御飯、白粥)・粉ミルク等を備蓄。 ●リーフレット「食品の備蓄のすすめ」にて、アレルギーを含め、家族構成に配慮した食品備蓄の普及啓発を実施。		■「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(内閣府(防災担当))」の趣旨を踏まえ、「川崎市避難所運営マニュアル」等に基づき、適切な対応が行えるよう、必要な情報提供や啓発等の継続的な取組が必要。 ■アレルギーを含め、家族構成に配慮した食品備蓄の普及啓発が必要。	維持継続	方向性Ⅲ 患者の生活の質の維持・向上を支援する環境づくりの推進【環境づくり】 (3) 社会福祉施設等における対応 (4) 災害時における対応



請願及び陳情に対する本市の考え方について

1 制度の見直しについて

令和4年3月、国のアレルギー疾患対策に関する基本指針の改正を機として、本市では総合的なアレルギー疾患対策の再構築に向けた取組を進めているところでございます。

成人ぜん息患者医療費助成制度は、アレルギー疾患対策として開始したものです。これまでのアレルギー疾患対策に関する市内での検討や、令和4年11月に川崎市地域医療審議会からいただいた答申「アレルギー疾患対策の方向性」の趣旨を踏まえ、これからの対策としては、アレルギー疾患対策基本法や改正基本指針に照らしても、他の疾患との公平性の観点から、特定の疾患に医療費を助成し続けることは困難と判断したため、廃止するものでございます。

2 患者数増加の原因究明と今後の対応について

気管支ぜん息の発症ないし増悪の要因としては、ダニ、カビ、ペットや、タバコの煙、肥満のほか、大気汚染など、様々であると言われており、発症への影響の度合いも人それぞれであることなどから、要因の究明は難しいものと考えております。

今後、気管支ぜん息の発症・重症化予防等に向けては、アレルギー学会の「喘息予防・管理ガイドライン2021」等において示されている吸入ステロイド薬を核とした標準治療の更なる普及をはじめ、他の疾患と同様に「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえ、発症・重症化予防等のための啓発・相談や、医療提供体制の整備、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりの推進、人材育成といった4つの方向性で取組を推進してまいります。

なお、制度の廃止につきましては、パブリックコメントで多数の反対意見と存続の御要望をいただいたことを重く受け止め、御意見・御要望の一つ一つに丁寧に回答させていただきました。

条例議案を可決いただいた場合には、制度の受給者の皆様に対しましては、今後も医師の指示に基づいて必要な受診を継続していただけるよう、丁寧な御案内と対応をしてまいりたいと存じます。

一方、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく既存の公害健康被害被認定患者の方につきましては、本市においては、本年4月末現在、1,117名いらっしゃいまして、同法に基づく補償が今後も継続されますことから、引き続き当該公害健康被害補償事業を着実に実施してまいります。